

計 画 書

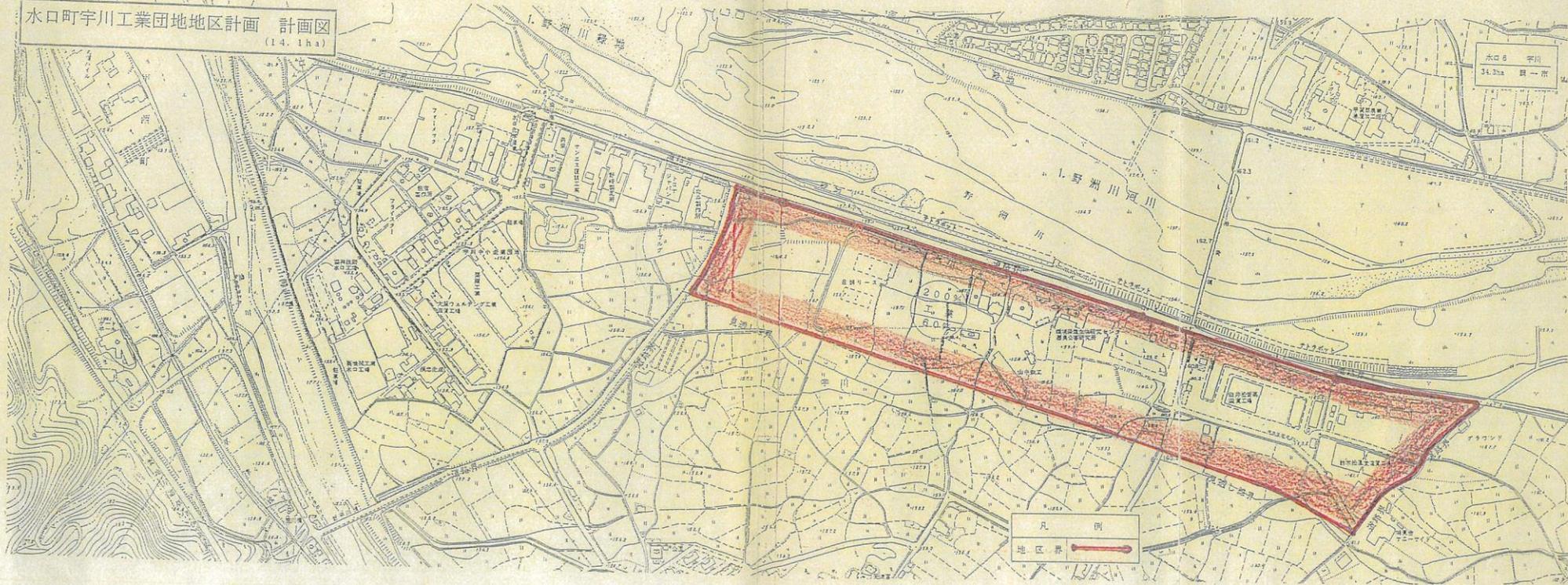
甲賀都市計画 地区計画の決定（甲賀市決定）

甲賀都市計画 宇川工業団地地区 地区計画を次のように決定する。

| | | |
|-------------------|-----------|---|
| | 名 称 | 宇川工業団地地区地区計画 |
| | 位 置 | 甲賀市水口町宇川 |
| | 面 積 | 約14.1ha |
| 区域の整備・開発・保全に関する方針 | 地区計画の目標 | <p>本地域は野洲川、杣川の合流地点に位置し、隣接地には甲賀郡開発事業団により造成された宇川中小企業団地があり、工業団地を形成している。しかし、本地区においては既存の工場、資材置き場、農地が混在しており未整備状況であるので地区北部2kmに立地している大規模工業団地の関連や下請けの企業誘致を進め、区域内にある工場等の機能の向上を図り、隣接する工業団地と共に調和のとれた良好な工業団地を形成することを目標とする。</p> |
| | 土地利用の方針 | <p>良好な工業団地を形成するために、テクノパーク関連企業及び町内立地企業の誘致を促進し、合わせて周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。</p> |
| | 建築物等の整備方針 | <p>環境の悪化を防止するため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の形態または意匠及び垣又は柵の構造に制限を加えるとともに敷地内の緑化に努め、周辺と調和のとれた工業団地にふさわしい街づくりを進める。</p> |

| | | | |
|--------|------------|---------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途制限 | <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1) 建築基準法別表第二(る)項第1号から第2号に掲げる建築物</p> <p>2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」および同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の用途に供するもの</p> |
| | | 敷地面積の最低限度 | <p>500㎡</p> <p>ただし、現在、建築物の敷地として利用されている土地については、同じ用途で利用するものは適用しない。</p> <p>また、所有する敷地の面積が上記に満たないものについても同様とする。</p> |
| | | 壁面位置の制限 | <p>建築物の外壁、もしくはこれに代わる柱は隣接敷地との境界線より2m後退して建築するものとする。</p> |
| | | 建築物の形態又は意匠の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己の用に供する広告物、外壁および屋根の色は落ち着いた色彩を基調とし周辺の景観および敷地内の状況との調和を図るものとする。 ・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮するものとする。 ・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう考慮するものとする。 |
| | | 垣又は柵の構造の制限 | <p>植え込み及びフェンスまたは、高さ1m以下のコンクリートブロック、石積み等とする。</p> |

水口町宇川工業団地地区計画 計画図
(14.1ha)



水口 宇川
34.3ha 第一河

凡 例
地区界

滋賀県
平成 12.2.16
確認